

編入学試験，転学部・転学科試験，および編入者の教育プログラム選択要項

名城大学理工学部環境創造学科への編入学・転学部・転学科試験の実施，および編入者（編入学・転学部・転学科試験を経て，本学科への在籍が許可された者）の教育プログラム選択および単位認定については，以下のように定める．

1. **編入学試験，転学部・転学科試験**：本学科への編入学・転学部・転学科試験は，名城大学および理工学部が定める試験の要項に準拠する．
2. **出願資格の事前確認**：出願資格の事前確認については，提出された出願書類をもとに，本学科の教務委員が判断し，教室会議に諮って認定する．
3. **取得単位の事前認定**：取得単位のうち修得単位としての認定については，提出された出願書類をもとに，本学科の教務委員が判断し，教室会議に諮って認定する．
4. **志望（希望）年次の事前決定**：いずれの年次（2年次あるいは3年次）を受験するかについては，提出された出願書類をもとに，本学科の教務委員が判断し，教室会議に諮って決定する．
5. **試験の実施**：本学科への編入学試験，転学部・転学科試験は，名城大学および理工学部が定める試験実施の要項に従って実施する．
6. **合否判定**：編入学・転学部・転学科試験の合否判定，および編入年次については，試験の成績をもとに，編入の可否，および編入年次を教室会議で審議し，理工学部教授会で決定する．
7. **編入者のプログラム選択**：編入者の教育プログラムの選択については，理工学部学生便覧に記載されている関連事項に準拠して進める．
8. **編入者のプログラム選択後の単位認定等**：環境総合プログラムを選択した編入者に対しては，編入前の教育機関の教育課程を参考に単位認定を行い，教室会議にて承認する．環境創造プログラムを選択した編入者に対しては，別に定める「編入学・転学部・転学科による環境創造プログラムへの配属者の既修得科目の単位認定に関する要項」に従って，単位認定を行うものとする．

付記：

- 1)この要項は，平成 20年 7月 10日よりこれを施行する．
- 2)第8項を平成 21年6月25日に追加した．
- 3)第7項と第8項を平成 22年6月10日に修正した．